

令和6年分 譲渡所得の申告のしかた

(土地や建物をお売りになった場合)

- 令和6年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告の相談及び申告書の受付は、**令和7年2月17日(月)から同年3月17日(月)まで**です。
なお、還付申告書は、令和7年2月14日(金)以前でも提出できます。
 - 令和6年分の所得税及び復興特別所得税の納期限は、**令和7年3月17日(月)**です。
- ※ 税務署の閉庁日(土・日曜・祝日等)は、通常、税務署での相談及び申告書の受付は行っておりません。

確定申告書等作成コーナーで申告書を作成・e-Taxで送信!

✓ **自動計算**で確定申告書を作成

✓ **e-Tax**の5つのメリット

すでに**約70%**の方が
e-Taxで申告しています!



※ メンテナンス時間を除きます



※ 書面提出の場合は
1か月~1か月半程度で還付

譲渡所得の申告は **スマホ申告** × **e-Tax提出** がおすすめ!

- 💡 令和7年1月からスマホの入力が更に簡単になります
- ✓ 質問形式で入力内容を案内
- ✓ 選択可能な特例の自動表示



申告書の提出は、e-Taxによる送信のほか、郵便や信書便により、住所地等の所轄税務署又は業務センターへの送付により行うことができます。申告書の送付先については、国税庁ホームページで

ご確認ください。

郵便又は信書便で送付する場合、通信日付印により表示された日を提出日とみなします。この日付が**申告期限内**となるよう、お早めにご送付ください。

▷ 送付先を調べる



税務職員ふたば

確定申告でお困りのときは“ふたば”にご相談ください!

確定申告に関する疑問は、国税庁ホームページ**税務相談チャット**ボットの「税務職員ふたば」にご相談ください。

お問合せ内容をメニューから選択するか、文字を入力いただくことにより、人工知能(AI)が自動でお答えします。

▷ ご相談はこちら

